

令和6年2月29日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

| | ページ |
|-------------------------------------------|-----|
| 1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について…………… | 1 |
| 2 科学技術政策大綱の推進について…………… | 3 |
| 3 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例の廃止について…………… | 4 |
| 4 平塚合同庁舎の再整備について…………… | 5 |
| 5 かながわ教育大綱（案）について…………… | 7 |
| 6 特定非営利活動促進法施行条例の見直し結果について…………… | 9 |
| 7 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について…………… | 10 |
| 8 湘南国際村の活性化に向けた取組について…………… | 13 |
| 9 県西地域活性化プロジェクト（改定案）について…………… | 15 |
| 10 県内米軍基地を巡る状況について…………… | 21 |
| 参考資料1 かながわ教育大綱（案） | |
| 参考資料2 県西地域活性化プロジェクト（改定案） | |

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

(1) これまでの主な取組

ア 最先端医療・最新技術の追求

- 再生・細胞医療の産業化のため、川崎市殿町地区にライフイノベーションセンター（L I C）を設置し、企業や大学等の約70機関が集積するイノベーション拠点を形成した。
- 再生・細胞医療関連機関が相互連携する「かながわ再生・細胞医療産業化ネットワーク（R I N K）」を設立し、バリューチェーンの確立を目指すとともに、再生医療等製品の開発・実用化に向けた取組を推進した。

イ 未病の改善

- 健康と病気の間で連続的に変化する「未病」の概念を掲げ、個人が健康を自分事化することで行動変容を促進する取組を推進した。また、未病の状態を見える化するため、県が未病指標を開発した。
- 保険や製造業など様々な業種からなる未病産業研究会を設置し、1,000社を超えるネットワークを形成するとともに、未病改善につながる新たな商品やサービスを実証、評価する仕組みなども構築し、未病産業の普及拡大を推進した。

ウ 次世代社会に向けた基盤づくり

- 海外の政府機関や大学等とのネットワークを構築し、先進的な知見の導入やライフサイエンス分野の企業等の国際展開を支援した。
- 県民が自身の健康情報を一元的に管理する仕組みとして「マイMEーBYOカルテ」を運用し、その普及を推進した。
- 県立保健福祉大学にヘルスイノベーション研究科を設置し、保健医療分野のイノベーションを起こす人材の育成に取り組んだ。

(2) 今後の取組にあたっての課題

- 健康課題の解決を通じて新産業の創出を図るとともに、県民が成果を実感するために、これまでの取組をより一層効率的に進める必要がある。

- 再生・細胞医療等の産業化を加速するため、県内のイノベーション拠点を活用しながら、企業や研究機関など様々な関係者との連携の橋渡しをすることが求められている。
- 未病の改善に向けては、市町村等地域の健康課題に着目して、これまでに得たノウハウや企業等とのネットワークを活用しながら、個人の行動変容の促進に向けた取組が重要である。

(3) 今後の方向性

ア 最先端医療・最新技術の追求

- 最先端医療や最新技術をいち早く県民に届けるため、特区制度の活用や県内のサイエンスパークを中心とした関連企業等の集積、大学と連携したイノベーション人材の育成、新たなイノベーション創出に向けたコーディネート機能の発揮などを通して、社会実装に取り組む。

イ 未病の改善

- 未病指標について、高齢者や働く世代などのニーズに応じた利活用や企業の健康経営への導入を促し、生きがいの実現につながるライフスタイルの見直しや社会参加の促進に取り組む。
- 地域の健康課題解決に向けて、介護や寝たきりなどの主な原因である脳卒中やフレイル、認知症について、産学公連携による商品・サービスの技術開発・実証等を進める。

ウ 次世代社会に向けた基盤づくり

- 県民が自身の健康情報を日々の生活の中で未病改善に活用できる仕組みの構築に取り組むとともに、海外機関等とのネットワークを活用し、企業等の国際展開支援や健康な高齢化に向けたイノベーションの促進に取り組む。

エ KPI（重要業績評価指標）について

| | 項目 | 2027 年度目標 | 2022 年度実績 (参考) |
|---|----------------------------------------------|-------------|-------------------|
| 1 | 県の支援を受けて、県内に集積する最先端医療関連のベンチャー企業数（総数） | 115 社 | 70 社 |
| 2 | 県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の届出件数（累計） | 34 件 | 24 件 |
| 3 | 未病産業関連商品の事業化件数（累計） | 275 件 | 132 件 |
| 4 | 健康経営に取り組む企業数（総数） | 3,600 法人 | 1,998 法人 |
| 5 | 未病指標利用者数（累計） | 1,000,000 人 | 171,259 人 |

2 科学技術政策大綱の推進について

地域課題の解決や地域経済の活性化に向けて、企業版ふるさと納税も活用しながら、イノベーション・エコシステムの構築など、神奈川県科学技術政策大綱（以下「大綱」という。）の取組を着実に推進する。

(1) 取組の推進に向けた方向性

大綱の取組を着実に推進するため、企業からの寄附金も活用し、研究開発や設備導入等、県内の成長産業の創出・育成、産業の集積、人材育成等の充実に図る。

(2) 企業版ふるさと納税の活用

ア 日本電子株式会社

(7) 企業概要

（事業内容）電子顕微鏡等の計測機器の開発・販売

（所在地）東京都昭島市

(イ) 寄附額 300,000 千円

(ウ) 寄附予定月 令和6年3月

(I) 企業が希望する主な用途

- ・ 地域で共同利用可能な世界最高水準の高磁場 NMR 装置※の整備
- ・ 次世代の科学技術人材の育成 等

※ 電磁波を利用し、物質の構造や性質を調べる装置

イ 株式会社 Santa Mineral

(7) 企業概要

（事業内容）農業分野等で活用する自然素材を開発・販売

（所在地）東京都港区

(イ) 寄附額 10,000 千円

(ウ) 寄附月 令和6年1月

(I) 企業が希望する主な用途

- ・ 自然素材による農作物の病害虫耐性強化等の社会実証試験等
- ・ 次世代の科学技術人材の育成 等

3 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例 の廃止について

令和2年7月に制定した「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例」について、条例を廃止することとしたいので報告する。

(1) これまでの主な取組

令和2年5月に本基金への寄附募集を開始し、同年7月に本条例を制定した。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化を踏まえ、県民等の寄附をより幅広い支援に活用するため、令和5年1月31日をもって寄附募集を終了したが、それまでの間、1,712,542千円を基金に積み立てた。

積立金は、新型コロナウイルス感染症対策に対応する医療・福祉事業従事者を応援するための事業に活用することとし、令和2年度から令和5年度までに、計10事業で活用してきた。

<参考>基金への積立結果（令和5年1月31日時点）

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------------------|-----------------|
| 県民・企業からの寄附 | 1,024,815,918 円 |
| 職員・議員等の手当等削減による財源 (令和2年度に実施) | 687,727,000 円 |
| 合 計 | 1,712,542,918 円 |

(2) 廃止の概要

本基金は、令和5年度活用事業への積立金の充当により、残高がなくなること踏まえ、基金を閉鎖するため、本条例を廃止する。

(3) 今後のスケジュール

令和6年6月 第2回定例会に条例廃止議案を提出

4 平塚合同庁舎の再整備について

平塚合同庁舎は、昭和43年の竣工から55年が経過し、老朽化による施設の不具合等が生じているとともに、耐震診断の結果、耐震性が不足していることから建替工事を行う。

(1) 現庁舎の概要

ア 所在地：平塚市西八幡1-3-1

イ 敷地面積：12,929 m²

ウ 建築物：本館 RC5階・地下1階 延床面積 7,056 m²
別館・車庫等 延床面積 2,426 m²

エ 入庁機関：8機関

(湘南地域県政総合センター、平塚土木事務所、平塚水道営業所、平塚県税事務所、中教育事務所、かながわ労働センター湘南支所、かながわ鳥獣被害対策支援センター、少年相談・保護センター)

(2) 事業概要

ア 整備方法

現庁舎の敷地において、県直営方式により建て替える。

イ 入庁機関

現在の入庁機関に加え、近隣の平塚保健福祉事務所を集約する。

ウ 仮設庁舎

近隣の元平塚商業高校の旧校舎を改修し、仮設庁舎として利用する。

<位置図>



<現在の配置図>



(3) 今後のスケジュール（予定）

令和 6～8 年度 調査設計・基本設計・実施設計

令和 9～11 年度 建替工事

令和 12 年度 供用開始

| | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|------|-----------|------|--------|------|-------|-------|-----------|
| 新庁舎 | 調査設計 | 基本設計 | 実施設計 | 建替工事 | | | ◎ 供用開始 |
| 既存庁舎 | | 解体設計 | 解体工事 | | | | |
| 仮設庁舎 | 実施設計・改修工事 | | 仮設庁舎利用 | | | | |

5 かながわ教育大綱（案）について

(1) 趣旨

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、「かながわ教育大綱」（以下「大綱」という。）を策定している。
- 直近の大綱は、令和元年7月に策定したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の進展など、県を取り巻く社会環境の変化などを踏まえ、改めて大綱を策定する。

(2) 経過

令和5年11月7日 令和5年度第1回県総合教育会議*において、
大綱（素案）を協議、了承

12月 令和5年第3回県議会定例会 総務政策常任委員会
及び文教常任委員会へ素案の報告

令和6年1月 令和5年度第2回県総合教育会議（書面開催）
において、大綱（案）を協議、了承

※ 総合教育会議：法により設置する、知事と教育委員会で構成する会議

(3) 大綱（案）の概要

令和5年第3回県議会定例会での議論や新たな総合計画への県民意見等を踏まえ、案を作成した。

| 柱 | 新たな要素 (下線は素案から追加したもの) |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 「いのち」を大切に作る心を育む教育の推進 | 夢や希望、明るい未来の設計図 |
| 2 生きる力を育み、学び高め合う学校教育の推進 | 持続可能な社会の創り手の育成、 情報活用能力の育成 |
| 3 豊かな学びを支える教育環境づくり | 教育DX、フリースクール、 <u>現場の声もふまえた教員の働き方改革</u> 、 子ども目線、子どもの意見表明 |
| 4 子ども・子育て、家庭教育への支援 | 子ども食堂、ヤングケアラー |
| 5 様々な学びを通じた地域の教育力の向上 | <u>外国籍県民等の日本語教育</u> |
| 6 文化・芸術やスポーツ活動など人生100歳時代の 生涯学習社会における人づくりへの支援 | (既存の取組を継続) |

(4) 今後の予定

令和6年3月 「かながわ教育大綱」の策定

<別添参考資料>

- ・参考資料1 かながわ教育大綱（案）

6 特定非営利活動促進法施行条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、「特定非営利活動促進法施行条例」について、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

(1) 条例の概要

- ア 条例名 特定非営利活動促進法施行条例
- イ 条例の概要 知事が所轄する特定非営利活動法人に関し、特定非営利活動促進法の施行に係る必要事項を規定している。

(2) 条例の見直しの結果

| | 視点 | 検討内容 |
|--------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 検 討 | 必要性 | この条例は、特定非営利活動促進法第9条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関して、同法が条例で定めることとしている認証や認定等の申請等に必要な事項や特定非営利活動法人が同法に基づいた運営を行う際の要件を定めたものであり、必須の条例である。 |
| | 有効性 | 特定非営利活動促進法第10条第1項の認証、同法第44条第1項の認定等に係る手続及び特定非営利活動法人の運営のための手続が規定されており、市民が行う自由な社会貢献活動の促進に有効に機能している。 |
| | 効率性 | この条例は、特定非営利活動促進法の施行に当たって必要な手続を明確かつ簡素に規定しており、効率的な内容である。 |
| | 基本方針適合性 | 「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に基づき県が進める「多様な主体による協働連携の推進」及び「NPOの自立的活動に向けた支援」に寄与するものであり、県の基本方針に適合したものである。なお、策定中の「新かながわグランドデザイン」にも同項目が位置付けられる予定。 |
| | 適法性 | 特定非営利活動促進法及び関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。 |
| 見直し結果 | | 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 |

7 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について

(1) これまでの経緯

県は、神奈川版ライドシェア検討会議（以下「会議」という。）を設置し、夜間の時間帯にタクシー不足が生じている三浦市域において、具体的な検討を進め、法制度や実証実験の概要などを整理してきた。

(2) 法制度の整理

道路運送法では、一般のドライバーが自家用車を利用して有償で旅客を運送することは認められておらず、同法第78条では一部例外規定が示されているが、現行法では神奈川版ライドシェアは実施できない。

(3) 法制度に係る県の動き

神奈川版ライドシェア実施に向け法制度を整理した結果、課題となる次の3項目について、令和5年12月13日に県から国に要望した。

- ・実施主体をタクシー会社とすること
- ・地域や時間帯によりタクシー不足が生じた場合に実施できること
- ・上記の実施にあたり料金がタクシー料金と同額程度にできること

(4) 法制度に係る国の動き

令和5年12月26日の規制改革推進会議の中間答申では、県が要望した3項目すべてが反映され、道路運送法第78条第3号に基づき、令和6年4月から、神奈川版ライドシェアの実施が可能となった。

また、同法第78条第2号の適用対象となる交通空白地に、夜間など時間帯の概念も認められることとなり、同制度を活用した三浦市主体の実証実験が可能となった。

(5) 実証実験の実施について

令和6年2月1日に開催した第3回会議では、令和6年度に、三浦市主体の実証実験を行い、需要や運用面での課題を検証することについて、関係者の了承をいただいた。

ア 実証実験（案）の概要

| 項目 | 内容 |
|-----------|--------------------------------|
| 出発地、時間帯 | 三浦市内、19時から25時 |
| 利用者 | 制限なし（専用アプリに登録） |
| ドライバー及び車両 | 三浦市在住者及び在勤者の自家用車 (20名程度を想定) |
| 料金 | タクシーと同額程度を想定 |
| 実施期間 | 8か月程度 (令和6年4月中の開始を目指す) |

イ 県・市の負担で実施する安全対策等

| 項目 | 内容 | |
|------|--------------|------------------------------------------------|
| 安全対策 | 運行管理 整備管理 | タクシー会社が、運転前点呼等の運行管理や 日常点検等の整備管理を遠隔で実施 |
| | 車両設備 | 運行管理者がリアルタイムで状況確認を行えるドライ ブレコーダー、車内カメラ等を設置 |
| | アプリ | 配車管理、料金確定、事前決済、ドライバー評価等 |
| その他 | 保険 | 既存の交通空白地有償運送制度保険に加入 |
| | 効果検証 | アプリによる配車実績に基づく、利用実績の把握や本格 実施に向けた継続性、改善策の検討等 |

ウ 県、市やタクシー会社の役割

| 主体 | 役割 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三浦市 【実施主体】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通会議の開催、交通空白地有償運送の登録 ・ タクシー会社への委託（運行管理・整備管理等） ・ 保険の加入、ドライバー募集 |
| タクシー会社 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理・整備管理、アプリによる配車 ・ ドライブレコーダー、車内カメラの設置 ・ ドライバー教育、事故時の現場対応・苦情対応 |
| 神奈川県 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の開催 ・ 調査・調整（法制度・アプリ・保険・設備等） ・ PR・効果検証 |

(6) 現在の検討状況

ア アプリの検討

- ・ 県としてアプリに求める機能の検討・仕様を整理
- ・ 4月から限定的に解禁される、タクシー会社が主体のライドシェアに対応したアプリを開発している事業者と仕様について調整

イ 保険の検討

- ・ 実証実験は、既存の交通空白地有償運送制度保険で対応
- ・ 現在、各社の補償内容を比較検討
- ・ 本格実施に必要な保険は、保険会社の開発動向等を注視しながら検討する

(7) 今後の進め方

引き続き、関係者と連携し実証実験の準備を進め、令和6年4月中の実証実験の開始を目指す。

- 令和5年度
- ・ 三浦市地域公共交通会議の開催
(第一回：2月16日、第二回：3月下旬予定)
 - ・ アプリ事業者との調整 等
 - ・ ドライバー募集（2月21日から3月13日）
- 令和6年度
- ・ 実証実験の実施（4月中の開始を目指す）

(参考) 神奈川版ライドシェアと規制緩和による法制度の変更点

| | 神奈川版 ライドシェア | 道路運送法第78条第2号 交通空白地有償運送 | 道路運送法第78条第3号 (公共の福祉を確保するためやむを得ない場合) |
|------|-----------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|
| 実施主体 | タクシー会社 (実証実験時は三浦市) | 市町村 NPO法人等 | <u>タクシー会社</u> |
| 対象地域 | 地域・時間帯限定 | 交通空白地(過疎地域等) に <u>夜間など時間帯の概念を取込み拡大</u> | <u>地域・時期・時間帯限定</u> |
| 料金 | タクシー料金と同額程度 | 実費の範囲 | <u>タクシー料金と同額</u> |

※下線部が中間答申による変更点

8 湘南国際村の活性化に向けた取組について

(1) 概要

平成31年3月に「湘南国際村基本計画」を改訂し、民間活力を活用しながら湘南国際村の活性化を図る取組を進めることとした。

このたび、その取組の一つとして、湘南国際村BC地区（県有地）※の利活用に係る事業者公募を実施する。

（※BC地区：湘南国際村の東側に位置し大楠山に連なる緑の保全・活用を図る地区）

(2) 公募の概要

湘南国際村BC地区の仮設駐車場部分の施設整備や土地利活用について、同地区の緑地の活用を含む事業提案の公募を実施する。

(3) サウンディング調査

公募条件の検討を行うため、民間事業者との事業者対話（サウンディング調査）を令和4年度から5年度にかけて実施。

ア 対話事業者数 9事業者

イ ヒアリング結果（主な提案施設）

宿泊施設、研究施設、文化施設、教育施設など

(4) 地区整備計画の設定

ア 概要

仮設駐車場部分に「湘南国際村基本計画」に掲げる施設を整備可能とするため、新たに地区整備計画を設定する。（地区整備計画の設定は横須賀市が行う。）

イ 整備可能とする施設

研究所及び研修所、学校、ホテル又は旅館など

(5) 今後の予定

令和6年3月～ 公募条件の検討、公募要領作成及び事業者公募

令和6年秋以降 提案の審査、事業候補者の決定

事業者による事業化着手

令和6年度 横須賀市による地区計画の変更手続

参 考

【湘南国際村位置図】



【対象地域の概要】

| | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地及び交通機関 | 横須賀市湘南国際村 JR逗子駅又は京急逗子・葉山駅下車 バス約30分 |
| 土地面積 | 約1,142,000㎡ ※1 うち建物の新設は、現在仮設駐車場としている箇所のみを想定 ※2 上記以外の緑地（めぐりの森）については、現状を維持しながらの活用を想定（緑地内には横須賀市道、既存活動団体の活動地域を含む） |
| 法令等に基づく制限 | 区域区分：市街化調整区域 (開発にあたっては地区整備計画の設定等の手続が必要) |

9 県西地域活性化プロジェクト（改定案）について

(1) 改定の趣旨

現在の「県西地域活性化プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の計画期間は令和5年度までであるが、将来にわたり県西地域の活力を維持していくためには、引き続き活性化に取り組む必要があることから、これまでの課題や市町等の意見を踏まえて、プロジェクトを改定する。

(2) 経過

- 令和5年5～7月 市町・団体ヒアリング
9月27日 総務政策常任委員会に報告（改定の方向性）
11月13日 県西地域活性化推進協議会で協議（改定素案）
12月8日 総務政策常任委員会に報告（改定素案）

(3) 県民意見募集の結果

ア 実施期間

令和5年12月14日～令和6年1月12日

イ 実施方法

- ・ 県機関での配架、県ホームページ・SNSへの掲載
- ・ 県西地域活性化推進協議会委員及び関係事業者への依頼

ウ 実施結果

(ア) 意見総数

36件

(イ) 性別・年代別の件数（回答があった方のみ）

| 男性 | 女性 | 合計 |
|----|----|-----|
| 23 | 12 | 35件 |

| 10代以下 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代以上 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 0 | 2 | 8 | 9 | 9 | 3 | 0 | 0 | 31件 |

(ウ) 意見区分

| 区分 | 件数 |
|------------------|-----|
| 県西地域活性化全般に関する意見 | 11件 |
| 柱1「住む」に関する意見 | 8件 |
| 柱2「働く・楽しむ」に関する意見 | 10件 |
| 柱3「育む・学ぶ」に関する意見 | 1件 |
| 柱4「つながる」に関する意見 | 6件 |
| 合計 | 36件 |

(I) 意見の反映状況

| 区分 | 件数 |
|-------------------------|-----|
| プロジェクト（改定案）に反映した意見 | 4件 |
| プロジェクト（改定素案）に既に反映している意見 | 20件 |
| 今後の取組みの参考とする意見 | 5件 |
| その他（感想、質問等） | 7件 |
| 合計 | 36件 |

(オ) 主な意見

- ・ 以前住んでいた都内と比較して、生活のリズムがゆったりとしてとても気に入っている。便利さだけを追求せず、その土地の良さを生かして地域を盛り上げてほしい。
- ・ 足柄上郡、下郡は、箱根や小田原だけでなく他にも素晴らしいところが多いので、たくさんの人に訪れてもらいたい。まだまだ、良さを知られていないので、県内だけでなく、県外の人にもプロモーションしてってもらいたい。
- ・ バスの減便や高齢化で地域の交流が少なくなっているため、観光客を増やしたり、若い人を地域に呼び込んだり、地域の人と交流できる機会を作ったりすることが必要だと感じている。
- ・ 都会に住む子育て世帯の中でも、「子供は自然のあるところで育てたい」と思っている人も多いと思うので、子育ての取組みを進めていくことも、少子化の今、大事なことはないか。

(4) 改定素案からの主な変更点

- ・ プロジェクトの指標（県西地域の2市8町の社会増減数（2024年～2026年の累計））について、最新の数値を踏まえ、+500人から+650人へと変更。

- ・ プロジェクトのK P Iとして、「県及び市町への移住相談件数」「地域資源を活用した交流事業の参加人数」「県西地域2市8町の入込観光客数」を設定。
- ・ 想定される主な取組みとして、地域への愛着を高める取組み（中高生向けのワークショップ）や2拠点生活の促進などを追加。

(5) 「県西地域活性化プロジェクト（改定案）」の概要

別紙のとおり

(6) 今後の予定

令和6年3月 県西地域活性化推進協議会においてプロジェクト改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料2 県西地域活性化プロジェクト（改定案）

「県西地域活性化プロジェクト（改定案）」の概要

1 方向性

- ・ 「かながわ県西での“心地よい”暮らし～つながり×未病改善のライフスタイル」をめざすすがたとし、地域でのつながりや、地域資源を生かした未病改善による心地よい暮らしの実現を目指して、地域の活性化を推進する取組みを行う。
- ・ テレワークの普及や働き方の見直し等により、令和3年には県西地域全体の人口が社会増となったが、この流れを止めることなく、更に後押ししていくため、「移住・定住の更なる促進」を重点において取組みを進める。また、そのために、移住・定住につながる関係人口の創出や交流人口の増加、未病改善の取組みについて、引き続きプロジェクトに位置付ける。

2 内容

(1) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年

(2) 対象地域

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町の2市8町

(3) プロジェクトの指標

| 指 標 | 目標値 |
|-----------------------------------------|-------|
| 県西地域2市8町の社会増減数 (2024年～2026年の累計) (暦年) | +650人 |

(4) プロジェクトのKPI

| 指 標 | 実績値 | 目標値 |
|------------------------|---------------------|---------------------|
| 県及び市町への移住相談件数 (※) | 1,812件 (2022年度) | 2,400件 (2026年度) |
| 地域資源を活用した交流事業の 参加人数 | 9,579人 (2022年度) | 23,000人 (2026年度) |
| 県西地域2市8町の入込観光客 数 | 3,315万人 (2022年度) | 3,587万人 (2026年度) |

※ 移住セミナーや移住ツアー、お試し移住等への参加者数（1人を1件としてカウント）を含む。

(5) 構成

「住む」「働く・楽しむ」「育む・学ぶ」「つながる」の4つの分野を柱に据えて、12項目の個別プロジェクトに取り組む。

【住む】

- ① 移住・定住の更なる促進強化
 - ・移住相談対応の充実
 - ・お試し移住の実施
 - ・地域プロモーションの実施
 - ・空き家の利活用
 - ・地域への愛着を高める取組みの実施
- ② 未病改善の拠点活用・実践の促進
 - ・未病バレー「ビオトピア」の活用の推進
 - ・未病センターの充実
 - ・地域資源等を活用した未病改善の実践
 - ・企業等と連携した未病改善の推進
 - ・「マイME－BYOカルテ」の活用の推進
- ③ 持続可能な循環型の地域づくり
 - ・再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大
 - ・省エネルギー対策の促進
 - ・脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進
 - ・廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進

【働く・楽しむ】

- ④ 多様な働き方ができる地域づくり
 - ・サテライトオフィスや起業拠点等の充実
 - ・多様な働き方への対応
 - ・2拠点生活の促進
 - ・開成駅周辺の土地区画整理に伴う働く場などの創出
- ⑤ 地域の魅力を生かした仕事の創出
 - ・農林水産業の担い手育成・支援
 - ・海業の推進
 - ・有害鳥獣への対応とジビエの販路拡大に向けた仕組みの構築
- ⑥ くらしを支える仕事と産業の基盤づくり
 - ・企業立地の促進
 - ・起業の実現に向けたプログラムの提供
 - ・漁港施設の長寿命化や農地などの整備促進

- ・特産品ブランドの開発・販売促進
- ⑦ 地域のオンリーワンの魅力の活用・発信
 - ・観光資源の更なる魅力向上・情報発信
 - ・観光資源を活用したイベントの開催
 - ・箱根ジオパークの推進
 - ・スポーツツーリズムの推進

【育む・学ぶ】

- ⑧ 次の世代につながる環境の整備
 - ・子育て世帯・新婚世帯への支援
 - ・安心して子育てができる施設の整備
 - ・保育所や放課後児童クラブなどへの支援
- ⑨ 地域資源を活用した多様な学びの提供
 - ・地域について知る・学ぶ機会の提供
 - ・地域の特色を生かした交流
 - ・地域の多様な主体による青少年文化・スポーツ活動の推進

【つながる】

- ⑩ 人のつながりを生かした交流の推進・課題への対応
 - ・多世代が交流する拠点の運営
 - ・多様な主体によるつながりの形成
 - ・デジタル技術の活用による地域づくりの推進
 - ・コミュニティの再生・活性化の促進
 - ・国際交流体制の構築
 - ・水源地域の魅力を発信する人々への支援
- ⑪ 移動の利便性向上・周遊促進による地域のつながり強化
 - ・脱炭素モビリティ等による交通利便性の向上
 - ・地域公共交通の確保
 - ・地域資源を活用した周遊促進
- ⑫ 交通ネットワークの整備・活用の推進
 - ・新東名高速道路及び都市計画道路等の整備
 - ・新松田駅周辺の整備
 - ・サイクリングを楽しむ環境の整備

10 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 鹿児島県屋久島沖でのCV-22オスプレイの墜落について

ア これまでの主な経緯（報告済み）

令和5年11月29日 鹿児島県屋久島東側沖合に米空軍横田基地所属CV-22オスプレイ1機が墜落。

11月29日 原因究明及び安全対策の徹底を防衛省に要請。

12月1日 神奈川県基地関係県市連絡協議会（以下「県市協」という。）として、原因究明、安全が確認されるまでの飛行停止等を防衛省及び外務省に要請。

イ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会※の要請

12月12日に渉外関係主要都道府県知事連絡協議会※として、防衛省及び外務省に対して、次の事項を要請した。

- ・ 早急な原因究明、確実な再発防止策、適宜の情報提供
- ・ 全てのオスプレイの安全対策、安全が確認されるまでの飛行停止
- ・ 全ての航空機の整備点検、乗員の教育などの安全対策の徹底
- ・ 全ての航空機の安全確保に向けた日米両国政府が確実な連携、適時の必要な措置

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成
構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

ウ 現在の状況

12月7日に米軍が全世界で飛行停止措置を発表し、現在も飛行停止措置が継続。

(2) 横須賀基地におけるPFOS等の流出

ア これまでの主な経緯（報告済み）

令和4年6月30日 横須賀基地の排水からPFOS等検出の情報提供

11月1日 横須賀基地排水処理施設のフィルターが稼働開始

12月15日 環境補足協定に基づき、横須賀市及び国が横須賀基地に立ち入り、採水調査等を実施

令和5年7月10日 防衛省から横須賀基地のPFOS等流出に係る提供水域内での採水調査結果等について情報提供。横須賀市、国、米軍で最大3.2ng/L。

イ 粒状活性炭フィルターの稼働停止

(7) 情報提供概要

令和5年12月21日、防衛省から次の通り情報提供があった。

- ・米軍から、「PFOS等の値が安定している現状を踏まえ、粒状活性炭フィルターの稼働を停止した。」との説明を受けた。
- ・稼働停止は令和5年10月21日。
- ・国としては特異な状況が確認された場合、遅滞なく情報提供することを米軍に求める。

(1) 県の対応

防衛省に対し、次のとおり口頭で要請した。

- ・稼働停止に至った経緯、現時点での排水の安全性確保を判断した根拠、稼働停止から情報提供まで時間を要した理由、今後の日米の取組等に関する更なる情報提供
- ・横須賀基地のPFOS等の問題に関して、流出原因の究明、基地周辺への影響が生じないような万全の対策、地元市の意向に沿った適時適切な対応
- ・今回の問題を踏まえた、今後の環境対策に関する速やかな情報提供と対策の強化

(3) 根岸住宅地区の返還に向けた原状回復作業

ア 原状回復作業の継続

(7) 情報提供概要

令和5年12月22日、防衛省から米軍根岸住宅地区の返還に向けた原状回復作業が、令和6年度も継続する見込みである旨、情報提供があった。

同日閣議決定された令和6年度国予算案において、根岸住宅地区の原状回復のため、20億66百万円（契約ベース）を計上。

(1) 県の対応

防衛省に対し、今後の見通し等の適時適切な情報提供を口頭で要請した。

イ 共同使用の変更

(7) 国からの情報提供概要

令和6年1月29日、防衛省から根岸住宅地区について、次のとおり情報提供があった。

- ・現在、国が根岸住宅地区で実施している原状回復作業に加えて、横浜市による跡地利用のための作業を実施するため、令和元年11月に合意した共同使用の内容を変更することが令和6年1月18日の日米合同委員会で承認された。

(イ) 横浜市からの情報提供概要

令和6年1月29日、横浜市から根岸住宅地区について、次のとおり情報提供があった。

- ・横浜市は、早期土地利用等のため、令和6年度から土地区画整理事業の事業化に向けた測量等の現地調査を進めていく。

(ウ) 県の対応

防衛省に対し、次のとおり口頭で要請した。

- ・根岸住宅地区の返還に係る引き続きの適時適切な情報提供
- ・横浜市等の地元の意向に沿った返還、跡地利用等に向けた対応

(4) 横浜ノース・ドックにおける米陸軍小型揚陸艇部隊の運用開始等

ア 情報提供概要

令和6年1月17日、防衛省から、横浜ノース・ドックにおける米陸軍小型揚陸艇部隊の運用開始等について、次のとおり情報提供があった。

- ・本部隊の名称を「第5輸送中隊」とし、在日米陸軍第10支援群の下に置くとともに、令和6年2月8日から運用開始。同日に式典も開催予定。（2月8日に開催済み）
- ・新編に伴う船舶の増加なし。（横浜ノース・ドックに配置済の船舶を使用。）
- ・約280名の要員については、本年中に配置していく予定
- ・本部隊の新編により、所要の場所に迅速に部隊や物資を展開することが可能となり、自然災害を含む様々な緊急事態において、日米が連携して対応する能力が向上することとなる。

イ 県の対応

1月17日、防衛省に対し、次のとおり口頭で要請した。

- ・部隊の具体的な活動内容等に関する更なる情報提供
- ・周辺市街地や民間船舶等への影響を最小化する万全の対策の実施
- ・横浜ノース・ドックを含めた県内基地の返還への取組
- ・事件事故防止対策の実施
- ・横浜市の意向の尊重

(5) 横須賀基地の米海軍艦船の交替

ア 情報提供概要

令和6年1月25日に、防衛省から、米海軍のミサイル駆逐艦「マッキャンベル」がミサイル巡洋艦「アンティータム」に代わり横須賀基地へ配備される、との情報提供があった。

1月26日ミサイル巡洋艦「アンティータム」が横須賀基地を出港した。

イ 県の対応

防衛省に対し、艦船の配備等の適時適切な情報提供を口頭で要請した。

※ 横須賀基地（米第7艦隊）の米艦船の状況

| | |
|----------------|-----|
| 空母ロナルド・レーガン | 1隻 |
| 揚陸指揮艦 | 1隻 |
| イージス艦（巡洋艦・駆逐艦） | 10隻 |
| 合計 | 12隻 |

(6) 厚木基地周辺で国が実施している騒音度調査の調査期間延長

ア 情報提供概要

令和6年2月16日、防衛省から、厚木基地周辺で国が実施している騒音度調査の調査期間について、次のとおり情報提供があった。

- ・厚木基地を使用する航空機の飛行方式について、令和6年6月から新たな基準により設定した飛行方式が適用される予定
- ・新基準の下での飛行方式の経路の運用が開始される令和6年6月から、現地において騒音の実態を確認・検証するためのデータを収集
- ・上記に伴い、当初令和4年度から5年度までを予定していた騒音度調査*の調査期間については、令和6年度後半までとなる見込み
- ・調査結果等については、地元関係自治体へ十分説明の上、住宅防音工事対象区域の見直しを行う

※ 騒音度調査：住宅防音工事対象区域見直しに向け、航空機騒音の現状を把握するため国が実施している調査。

イ 県の対応

2月16日、防衛省に対し、次のとおり口頭で要請した。

- ・騒音状況の的確な把握、調査結果の速やかかつ適切な情報提供
- ・調査にあたっての地元自治体の意向に沿った住民への丁寧な対応
- ・住宅防音工事の待機世帯解消等、地元の要望を踏まえた対応

(7) 令和5年の事件・事故の概要

ア 事件・事故の概要

(7) 県等で要請を行った事件・事故

令和5年に、県又は県市協で要請を行った事件・事故等は7件で、その概要は次のとおりである。

| 発 生 日 | 内 容 |
|--------------|------------------------------------------------------------------|
| 令和5年5月24日 | 厚木基地において油漏れが発生し、基地の外を流れる蓼川で油の流出が確認された。 |
| 令和5年7月14日 | 米海軍人が海老名市内の飲食店に入ろうとした時に、店長を押し倒した。 |
| 令和5年8月20、21日 | 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、葉山町で、空の薬きょうが入った箱等が見つかり、米海軍横須賀基地は、葉山町で見つかった1箱を引き取った。 |
| 令和5年8月24日 | 横須賀市で米軍人が運転するバイクと、米軍属の家族が運転する乗用車との交通事故があり、バイクを運転していた米軍人が死亡した。 |
| 令和5年10月3日 | 川崎市路上で米軍人が被害者の胸ぐらをつかんで投げ倒し、逮捕された。被害者は、前頭部のケガを負った。 |
| 令和5年11月29日 | 鹿児島県屋久島沖合で米空軍オスプレイCV-22が墜落し、乗員の死亡が確認された。 |
| 令和5年12月7日 | 厚木基地所属の米軍ヘリコプター（MH-60S）が厚木基地に帰還後、機体後方パネルを遺失したことが判明した。 |

(4) 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、交通事故件数の推移

(神奈川県警察本部調べ、単位：件)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 犯罪検挙件数 | 14 (8) | 10 (7) | 22 (12) | 22 (11) | 24 (20) |
| 交通事故件数 | 45 (27) | 37 (18) | 36 (24) | 36 (18) | 38 (28) |

注1 ()内は軍人によるものを内数で示した。交通事故件数は、人身事故の件数。

注2 犯罪検挙件数及び交通事故件数は、神奈川県警察本部調べの速報値。

(ウ) 県内での米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 航空機事故件数 | (1) | 0 | 0 | 0 | 1 |
| その他の事故件数 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |

注1 県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載。

注2 令和元年の航空機事故件数の(1)は、県が国に事実関係の確認等を依頼中のもの。

注3 令和3年のその他の事故は、根岸住宅地区における火災。

注4 令和4年のその他の事故は、横須賀基地及び厚木基地におけるPFOS等の流出事故。

注5 令和5年のその他の事故は、厚木基地における油漏れ及び鎌倉市等での藁きよう拾得。

イ 再発防止に向けた県の取組

事件・事故が発生した際には、必要に応じ、県又は県市協で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(8) 横須賀基地への原子力軍艦の寄港状況と放射能調査結果

ア 原子力軍艦の寄港状況(令和5年1月1日～12月31日)

| 通算回数 S41～ | 艦名 | 種類 | 排水量 (t) | 寄港期間 | 寄港日数 (日) |
|--------------|-----------|-----|------------|--------------------|-------------|
| (1054) | ロナルド・レーガン | 空母 | 102,000 | (R4.12.16)～R5.5.12 | 132 |
| 1055 | アナポリス | 潜水艦 | 6,082 | R5.3.10～R5.3.10 | 1 |

| 通算回数 S41～ | 艦名 | 種類 | 排水量 (t) | 寄港期間 | 寄港数 (日) |
|--------------|------------|-----|------------|-------------------|------------|
| 1056 | アナポリス | 潜水艦 | 6,082 | R5.3.17 ～R5.3.17 | 1 |
| 1057 | ハンプトン | 潜水艦 | 6,082 | R5.4.3 ～R5.4.12 | 10 |
| 1058 | ハンプトン | 潜水艦 | 6,082 | R5.5.2 ～R5.5.2 | 1 |
| 1059 | ロナルド・レーガン | 空母 | 102,000 | R5.5.19 ～R5.5.23 | 5 |
| 1060 | アナポリス | 潜水艦 | 6,082 | R5.5.21 ～R5.5.21 | 1 |
| 1061 | アナポリス | 潜水艦 | 6,082 | R5.5.24 ～R5.6.4 | 12 |
| 1062 | トピーカ | 潜水艦 | 6,082 | R5.6.15 ～R5.6.22 | 8 |
| 1063 | ミシガン | 潜水艦 | 16,764 | R5.6.29 ～R5.6.29 | 1 |
| 1064 | ミシガン | 潜水艦 | 16,764 | R5.7.2 ～R5.7.9 | 8 |
| 1065 | ロナルド・レーガン | 空母 | 102,000 | R5.8.25 ～R5.9.29 | 36 |
| 1066 | ジェファースンシティ | 潜水艦 | 6,082 | R5.10.6 ～R5.10.17 | 12 |
| 1067 | ロナルド・レーガン | 空母 | 102,000 | R5.11.19 ～寄港中 | 43 |

入港回数：13回 実日数：258日 延日数：271日
(令和4年の状況 入港回数：18回 実日数：207日 延日数：241日)

イ 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、原子力軍艦の寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和5年1月1日～12月31日）

| モニタリングポスト | | モニタリングボート | | モニタリングカー |
|-----------|---------|-----------|---------|----------|
| (水中) | (空間) | (水中) | (空間) | (空間) |
| 62cps | 60nGy/h | 28cps | 18nGy/h | 62nGy/h |

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値62cpsについては、令和5年7月4日1時10分の記録であるが、スペクトル解析の結果によれば、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。（原子力規制庁放射能調査結果から）

ウ 県の取組

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。